

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 7 日

各 検 疫 所 御 中

健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課
健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

チクングニア熱等に関する注意喚起について（依頼）

チクングニア熱については、欧州を含む複数の国で発生が報告されており、本年 7 月には、中華人民共和国（広東省仏山市）でのチクングニア熱の患者急増に伴い、外務省から渡航者向けに注意喚起が行われました。

各検疫所におかれましては、引き続き、チクングニア熱を始めとする蚊媒介感染症の予防対策等について、出入国者に対する情報提供や注意喚起をお願いします。

また、入国時に発熱等の体調に異状がある者や渡航先において医療機関を受診するなどの健康状態に不安がある者に対しては、検疫所に相談いただくとともに、入国後に発熱等の症状が出た場合には、保健所や医療機関等に相談いただくよう周知をお願いします。

なお、入国時の健康相談に当たっては、「蚊媒介感染症の診療ガイドライン（第 5.1 版）」（平成 27 年 5 月 22 日国立感染症研究所策定（最終改訂：令和 5 年 9 月 6 日））もご活用ください。

（参考 1）発生状況等について

- ・ Chikungunya epidemiology update - June 2025（世界保健機関（WHO）ホームページ）
(<https://www.who.int/publications/m/item/chikungunya-epidemiology-update-june-2025>)
- ・ 蚊を媒体とした疾病に関する注意喚起（外務省 海外安全ホームページ）
(<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=158787>)

（参考 2）診療対応の考え方等について

- ・ 「蚊媒介感染症の診療ガイドライン（第 5.1 版）」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000477538.pdf>)